

土木森林環境委員会会議録

日時 平成25年10月1日(火) 開会時間 午前10時03分
閉会時間 午後2時55分

場所 第1委員会室

委員出席者 委員長 山田 一功
副委員長 永井 学
委員 高野 剛 浅川 力三 望月 勝 保延 実
齋藤 公夫 樋口 雄一 安本 美紀

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

森林環境部長 守屋 守 林務長 長江 良明
森林環境部理事(林業公社改革・最終処分場) 高木 昭
森林環境部次長 石原 三義 森林環境部技監(林政) 佐野 克己
森林環境総務課長 芹沢 正吾 大気水質保全課長 山口 幸久
環境整備課長 保坂 公敏 みどり自然課長 上島 達史
森林整備課長 江里口 浩二 林業振興課長 田邊 幹雄
県有林課長 島田 欣也 治山林道課長 小林 均

県土整備部長 上田 仁
県土整備部理事 井上 和司 県土整備部次長 大野 昌仁
県土整備部技監 河西 秀樹 県土整備部技監 野中 均
総括技術審査監 小野 邦弘 県土整備総務課長 末木 鋼治
美しい県土づくり推進室長 丸山 裕司 建設業対策室長 遠藤 正記
用地課長 清水 豊 技術管理課長 手塚 岳生
道路整備課長 大久保 勝徳 高速道路推進室長 細川 淳
道路管理課長 鈴木 洋一 治水課長 中嶋 晴彦 砂防課長 小池 厚
都市計画課長 市川 成人 下水道課長 水上 文明
建築住宅課長 笠井 英俊 営繕課長 松永 久士

議題 (付託案件)

- 第89号 山梨県流水占用料等に関する条例中改正の件
- 第91号 平成25年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第3条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第4条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの
- 第92号 平成25年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算
- 第93号 平成25年度山梨県流域下水道事業特別会計補正予算
- 第99号 平成25年度山梨県一般会計補正予算

請願第25-4号 明野処分場の早期閉鎖を求めることについて

- 審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。
また、請願第25-4号については継続審査すべきものと決定した。
- 審査の概要 まず、委員会の審査順序について、森林環境部・県土整備部の順に行うこととし、午前10時03分から午前11時22分まで森林環境部関係、休憩をはさみ、午後1時05分から午後2時55分まで県土整備部関係の審査を行った。
- 主な質疑等 森林環境部関係
- 第91号議案 平成25年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第3条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第4条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの
(環境放射能水準調査費について)
- 望月委員 森2の国の委託事業ということで、環境放射能水準調査費、分析装置の購入ということで1,141万円が出ているわけですが、現在、県内に放射線測定ができる地点は何カ所くらいあるのかお聞きしたいんですが。
- 山口大気水質保全課長 具体的に大気の空間放射能、大気の汚染をはかるのはモニタリングポストという装置でございまして、24時間自動で測定できる装置です。これにつきましては県内5カ所で測定をしております。場所につきましては、甲府市の衛生環境研究所、北杜市の県酪農試験場、南部町の大気汚染常時監視南部測定局、上野原市の上野原市役所、それから、富士吉田市で県の富士吉田合庁に設置されております。以上です。
- 望月委員 今、県内で5カ所ということですが、今回、装置の購入ということで補正に1,141万円出ていますが、この箇所はどこの箇所になるのかお聞きします。
- 山口大気水質保全課長 これは衛生環境研究所です。平成15年3月に国の全額委託によって更新したもので、更新後10年を経過しているものでございます。
- 望月委員 今、10年経過しているということですが、この装置の耐用年数は一般的にどのくらいあるんですか。
- 山口大気水質保全課長 国からの全額委託によりこの機器を購入する際、耐用年数につきましては、特に基準として何か明記されているというわけではございません。これまで国から備品購入調査とか備品更新計画の提出を求められておまして、その結果、10年以上経過した機器が更新の対象と認められている状況でございます。以上です。
- 望月委員 そうしますと、2011年3月に東日本大震災ですか、福島原発の放射能汚染の問題がありましたね。今度の購入の切りかえの施設は、これ以前からのものということですが、これはロシアのチェルノブイリとかそういう放射能の現状があったんですけれども、そのような状況の中で国からの委託があったんですか。

山口大気水質保全課長 そのとおりでございます、昭和61年にチェルノブイリの事故が起こりまして、本県ではその翌年の62年から衛生環境研究所にモニタリングポスト1カ所だけですけれども、設置され、ずっと測定してきたという状況です。そのほかの4施設については、福島原発事故を受けて24年3月から設置したという状況でございます。

望月委員 4カ所は今回の福島原発事故の関係で設置になったということですが、過日、県内の報道関係で、キノコとか、そういうものに人間に害を与えるほどの放射能が検知されて、食べないようにとの報道が出たんですけれども、大気の状態やキノコとかへの影響について、現在の県の状態を教えてください。

山口大気水質保全課長 キノコについてはまたほかの課のほうで説明させてもらいますけれども、雨水、大気浮遊じん、それから、ちり、雨などの降下物等を環境調査の中でやっております。いずれにおきましても福島原発事故以前の状況ということで、健康等に問題がある状況ではないという結果でございます。

田邊林業振興課長 野生キノコの放射性物質の検査につきましては、原子力災害対策本部が示した「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づいて行っております。検査の結果は、平成24年度は富士吉田市、鳴沢村、富士河口湖町の3市町村で基準値100ベクレルを超える値を検出しております。平成25年度は、富士吉田市で4検体4種類のキノコについて、基準値100ベクレルを超える値を検出しております。以上です。

望月委員 これは国の委託事業ということですが、この装置に対しての国の補助金は100%出るんですか。

山口大気水質保全課長 100%でございます。

望月委員 以上、終わりです。

(武田の杜再整備事業費について)

安本委員 森4ページの武田の杜の減額補正の関係でお伺いします。確認ですけれども、武田の杜の再整備事業、今年度はどういう事業をやられているのでしょうか。

島田県有林課長 昨年度よりサービスセンターの整備にかかっておりまして繰り越ししたのも、今年度の夏に完成しております。今年度は、来年度の森林セラピー基地のオープンに向けた体制づくり、これを外部に委託しまして、地元の観光団体等と連携を図りながら、今は体制づくりやプログラムの内容、そういったものの検討を行っております。

安本委員 今回国補で減額補正になる部分はどの部分でしょうか。

島田県有林課長 今回は国の全体事業費の配分の中で減額となったわけですが、予定しておりましたものは、あずまやの整備、それから、ベンチ、そういったものが当初の計画どおりにはできなくなったということでもあります。そのかわり、体制づくりを検討していく中で、サイン類の必要性が出てきましたので、サインについて充実したものを限られた予算の中で整備していきたいと考えており

ます。

安本委員 全体として再整備について、この減額は影響がないということによろしいですか。

島田県有林課長 森林セラピー基地の整備という中では影響がないような形で整備できると考えております。

(林業費(繰越明許費)について)

齋藤委員 森林環境部の中での明許繰り越しに関してちょっとお聞きしたいわけですが、9月の補正に計上することですから明許繰り越しはもちろんわかるわけですが、この明許繰り越しに掲げてあるそれぞれの事業の入札を一体いつごろやるのか、だから、どれだけ工期が間に合わないのかということになるわけですが、それぞれの事業の入札の予定は大体いつごろ考えているのかを先に伺います。

小林治山林道課長 入札の状況でございますけれども、今のところ11月ごろを予定しております。

齋藤委員 11月ごろ大体全部出せそうですか。

小林治山林道課長 前の工事もございますけれども、10月下旬から11月にかけて全て発注する予定でございます。

齋藤委員 今回発注する事業は、工期を何カ月ぐらいと考えて、だから、明許繰り越しになるんだということですが、大体工期はどのぐらいとして発注する予定ですか。

小林治山林道課長 7カ月から8カ月ぐらいを想定しております。

齋藤委員 できるだけ工期を詰めて完成させることによって、それぞれの効果が出てくると思うわけですので、お願いしたいと思います。

それから、幾つか件数があるわけですが、例えばどこの事業なのか。何件だけではどこの工事がどうなのか全然わからないわけですが、発注の場所を細かく教えてください。

小林治山林道課長 明許繰り越しの関係でございますけれども、林道につきましては18カ所ということで、具体的な名前なども、今、手元にあるんですけれども、18カ所でございます。治山につきましては10カ所ということで、合わせて28カ所になります。

齋藤委員 じゃ、その発注箇所を後で資料でいいですから提出してください。

小林治山林道課長 そのように資料をお渡しします。よろしくお願いたします。

山田委員長 では、全員に資料をお配りを願います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第92号議案 平成25年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算

齋藤委員 先ほどと同じ質問になりますが、この事業の入札の予定、それから、工期をどのくらい見ておるのか、伺います。

小林治山林道課長 入札の関係でございますけれども、10月下旬から11月にかけての入札を予定しております。工期につきましては、7カ月から8カ月ということを用意しております。

齋藤委員 あまり長い工期になりますと、出納閉鎖に間に合わなくてぎりぎりですという事業を往々に見かけるわけですので、できるだけしっかり、工期を確実に見て入札をしてもらいたいと思いますが、その点いかがですか。

小林治山林道課長 全く委員のおっしゃるとおりでございます。これも林道関係で前工事等もございまして、どうしてもその工事が終了しなければできないということですので、速やかに前工事を執行するようにさせまして、早期の入札、早期完成を目指していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

齋藤委員 それから、件数の関係で14件あるわけですが、これも前と同じように、発注箇所を資料で提出していただけますか。

小林治山林道課長 そのように資料を配付させていただきます。よろしく願いいたします。

山田委員長 わかりました。一般会計同様よろしく願いします。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第25-4 明野処分場の早期閉鎖を求めることについて

意見

高野委員 この請願、結構継続的に出ているんですが、我々委員会としてはしっかりした話を県、また事業団からも半ば聞いていないというのが実情ですから、委員長の配慮によって勉強会等を行って、総合的に我々が判断できるような状況を委員長につくっていただきたいなど。そんな意味で、継続審査をお願いしたいと思います。

保延委員 私も本議会で代表質問でこの件は質問させていただきましたけれども、大筋のことは大体答弁の中であったわけですが、今回は継続ということをお願いしたい。

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(森林環境税を活用した事業について)

望月委員 1点、森林環境税を導入して2年目になるわけですが、24年度の1年目において、事業執行が繰り越しになりできなかったという、これは原因の1つに冬の時期、雪により施業ができなかったということでありましたが、この25年度ではどのように事業の方法を工夫しているのか。1つ例をとれば、雪の多い地域は、雪の前の夏から秋にやるとか、また、冬の時期は雪のない南のほうで事業を行うとか、そのような事業を行っているのかどうか、これは1点だけ、長江林務長の考えをお聞きしたいと思います。

長江林務長 森林環境税を活用した事業につきましては、御指摘のとおり、昨年度は初年ということもございまして、森林所有者等との間で結ぶ協定の締結などに手間取りまして、相当のところを本年度に繰り越して実行してございます。繰り越した一因の中に、委員御指摘のとおり積雪などもございました。

そういう中で、原因として大きかった協定締結の取り組みという部分で、所有者対応を丁寧に進めていく。まして2年目ということでもございますので、そこを円滑にいくように、各市町村や森林組合ともその都度協議をしながら円滑に進むように努力をしておるところでございます。また、積雪というところもございまして、現地の状況を見ながら、場所の選定をする際にも事業者のほうともよく打ち合わせをしながら、極力繰り越しが少なくなるように努力をしながら進めているところでございます。

望月委員 長江林務長の話をお聞きして、1年目は手続上のそういう問題もあった。しかし、県民から目的税として納入してもらったものですので、2年目、3年目と事業の道筋をある程度つけ、25年度の計画目的である森林整備の事業達成をできる限りしてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

長江林務長 委員御指摘のとおりでございまして、県民から超過課税ということで貴重な財源をいただいて進めている事業でございますので、ぜひ円滑にいきますように、市町村、事業体の皆さんとともに努力をしてみたいと考えてございます。

(松くい虫の被害の対策について)

保延委員 前の委員会でも松くい虫の被害の対策ということで質問させていただいていますけれども、その後何か進展がありましたでしょうか。

江里口森林整備課長 ことしの夏が高温、少雨ということで、昇仙峡から甲斐市にかけてかなりの部分で赤く目立つようになってきており、例年よりも被害が大きいかないという感覚でいます。今、早急に調査をしており、甲斐市、甲府市とも連携を図

る中で、防虫対策がおくれないように、協議を進めているところであります。

保延委員

この間も話をしましたけれども、特に甲府市の北部、甲斐市の北部、里山がかなり松くい虫の被害が出ている。いずれにしても景観がほんとに悪くて、富士山が世界遺産登録となったり、あと、いろいろな関係で山梨県へ人が来る状況であります。いずれにしても緑の山で松くい虫の被害がものすごくこのところ目立ちます。しかも、先ほど意見もありました森林環境税の税金の関係もありますので、とにかくそういったものを利用して、環境対策、松くい虫の防除、そういったものをしっかり取り組んで、目に見える成果を上げていただきたいと思います。

それから、防除のやり方というのはどういうふうにするのか少しお聞きをしたいんですが。

江里口森林整備課長 防除対策につきましては、基本的には赤くなった木については伐倒します。伐倒するだけだと松くい虫が逃げてしまいますので、伐倒した木に薬剤等の処理をすることを防除対策の基本としています。

また、予防の対策として、本当に守るべき松林については、樹幹注入といって薬剤を注入して予防的に措置をしています。予防と防除対策を組み合わせ、今、対策をとっているというところでございます。

(森林公園金川の森の指定管理について)

永井副委員長

森林公園金川の森の指定管理について伺います。せんだって委員会の県内調査で金川の森を訪れました。今年度、指定管理者の更新時期だと伺っています。まず、その選定状況についてお伺いいたします。

島田県有林課長

森林公園金川の森の指定管理につきましては、今年度更新ということで公募をしたところ、6団体から応募がありました。8月の1次審査、それから、ちょうどこの9月24日に2次審査が終わりまして、候補者として現在、アメニス山梨(金川の森)グループ、3者による事業者が候補者として選定委員会に選ばれた状況であります。

永井副委員長

じゃ、まだ決定はしてないわけですか。

島田県有林課長

この候補者につきまして、これから業務の内容とか、提案の企画等について協議を進めまして、12月議会に提案し、議会の議決を経て決定することになります。

永井副委員長

今回の本会議で、私はドクターヘリのランデブーポイントの整備についてさまざまな事項を伺ってきました。この金川の森ですけれども、数あるランデブーポイントの中でも非常に重要な場所に挙げられています。というのも、富士五湖消防本部から出動の要請があったときに、悪天候でドクターヘリが御坂の山地を越えられなかった場合に、ドクターヘリと富士五湖消防本部の救急車が金川の森で落ち合うということで、非常に重要なランデブーポイントとして指定をされています。本年度、指定管理者の更新に伴って、来年度から新たな指定管理者が金川の森の管理を行うこととなります。新たな指定管理者の選定に当たって、ドクターヘリの離発着に関してどのような内容で公募されたのか伺います。

島田県有林課長 施設の維持管理の方針ということで募集要項の中に幾つか基準を示しております。その中で、金川の森につきましては、委員おっしゃるとおり、ドクターヘリの離発着場として位置づけられております。そういったことがありますので、募集要項の中で、離発着場として位置づけられている区域については、これは山梨県消防防災ヘリコプター「あかふじ」、それから、県立中央病院のドクターヘリ、この2つの離発着に支障のないよう管理を行うことと追記して募集をしたところです。

永井副委員長 そのような配慮もしていただいた募集要項になっているということで安心いたしました。この金川の森において、ドクターヘリが安全かつ円滑に離発着できるように具体的にどのような管理を行うのか伺います。

島田県有林課長 ドクターヘリの離発着場所につきましては、安全という面でいいますと、これはドクターヘリの運用要領によりまして、消防機関がやることになっております。消防機関は、この離発着場所の管理者の協力を得て安全確保を行うということになっております。今度、公園の管理者としましては、ドクターヘリの離発着に支障が生じないように、樹木の枝はらいとか草刈り、樹木等の管理に万全を期すと、そういったことで新たな指定管理者へも指導していきたいと考えております。

それ以外にも、現在も行われていますけれども、来場者の安全ということを考えまして、具体的にいいますと、ドクターヘリ離発着時の周辺の門扉の開閉や車どめの移動、そして、来場者へのアナウンス、そういったことで安全かつ円滑な離発着に協力をしているということでもあります。

永井副委員長 そのような安全管理をさせていただいているということですね。

最後に1つだけ伺います。森林環境部が管理する指定管理者の公園ですけれども、今回取り上げた金川の森以外でも、ランデブーポイントに指定される場所もあるかと思えます。金川の森も含め、ポイントに指定されている場所に関しては、福祉保健部の医務課とも連携をしてその管理に努めていただきたいと考えますけれども、御所見を伺います。

島田県有林課長 ドクターヘリのランデブーポイントである金川の森は都市公園でありまして、都市公園の設置許可という形で協力しております。森林環境部所管のほかの公園といいますと、県民の森と武田の杜の2カ所がありまして、立地的には、今のところランデブーポイントの指定がない状況であります。ただ、金川の森を含めまして、医務課、それから、中央病院と、そういったところとの連携は図っていきたいと思えます。

永井副委員長 ありがとうございます。

(松くい虫被害木の伐採後の活用について)

齋藤委員 先ほどの松くい虫の関係でちょっと関連してお聞きしたいわけですが、松くい虫の処理について、今、伐採で、燻蒸のような形で全部処理しておるようですが、しかし、松くい虫を早く見つけて伐採した木材は、合板の材料として使えるということを私は千葉県にある合板会社へ行って確認してきました。ですから、そうはいつでも、やはり大事な1つの資源ですから、だから、早く見つけて、早く処理して、それをただ燃やしてしまうということではなく、やっぱり資源として活用することも考えたほうがいいじゃないかと思うんで

すが、その辺はいかがでしょうか。

江里口森林整備課長 松くい虫に限らず、間伐材などが山に放置されているので、そういうものについて有効に活用できないかということがあります。県としましても、木質バイオマスなどの利用を含めて活用できるような方策がないかを今、検討していますので、その中で、松くい虫の被害木についても対応ができないか検討していきたいと思います。

ただ、1つ問題になるのは、搬出する経費と販売額が見合わないため、なかなか事業化ができないというようなこともあります。搬出できるような場所があれば、安くできることもありますので、例えば作業道を密に入れていくとか、そういうこともあわせて検討していく必要があると考えております。

齋藤委員 バイオマスで使えば、燃やしてしまうことですから、一番簡単だと思うけれども、やっぱりある程度大きくなった松であれば、単なるバイオマスで活用するよりは、資源として活用できる方法を考えたほうが有効に資源として使えるんじゃないかと思うんです。ですから、できるだけ早く松くい虫の箇所を点検して、早く処理すると。そうすれば、早く処理することによって周囲に広がっていくのを防ぐこともできることですから、迅速な対応が必要だと思うわけですが、その辺をもう一度聞かせてください。

江里口森林整備課長 松くい虫はそのまま放置するとどんどん広がっていってしまうということがありますので、当然早く対応できるような体制、特に市町村との連携、森林組合との連携が大変重要だと思っています。そうした中で、材として利用ができるようなものがあれば、そういう利用方法も検討していくのは、先ほど言ったように必要だと考えております。

(明野環境センターの異常検知について)

齋藤委員 わかりました。それはそれで1つお願いしたいと思っております。

もう1点、確認だけお願いしたいことがあるわけですが、これは明野の環境センターに関係するものです。知事も漏水検知システムの銅線交点部で微量な遮水シートの破壊によって、電流を感知したということをおっしゃっていました。今後の対応として、同様な異常検知をしない対応をしていきたいということも知事がおっしゃっていました。業者等がみずからの責任において必要な対策を講じる必要があるというようなことをおっしゃっていましたが、銅線の交点部で感知するということになると、次から次へやっぱり同じような課題が発生するような気がするんです。ですから、必要な対策というのはどういう対策を考えているのか。それは、全く新しくやり直すのか、その辺が私、わからないところがあるんです。その必要な対策とは、どんな対策なのかそれだけちょっとお聞かせ願います。

保坂環境整備課長 今、委員がおっしゃいましたように、調査の結果、再び異常検知が発生する可能性は否定できないということで、今後また搬入を再開してごみを入れた場合にまた異常を検知してしまうというおそれがあります。必要な対策といいますと、調査委員会の調査結果の中で、ごみを出して、パッチを挟むとかシートを張りかえることなどが調査委員会の委員から例示としてありましたけれども、今、施工業者と協議している中で、やはり施工業者のほうは、それぞれ技術といろいろ知見とかを持ち合わせているプロですので、そちらのほうで、再開した際に今後同じような異常検知とならないように検討して、その方策を

見つけて実施してもらいたいということで向こうに検討をお願いしている段階であります。

齋藤委員

プロの業者をお願いしてああいうふうなことだから、2度もこういうことが起こること自体がおかしいんですね。プロのやることです。やっぱり全体をやり直しでもしない限り、同じようなことを繰り返すような気がするんです。せっかく県が明野処分場として開発してやってきたことです。できればそういう問題がないようにして、早く処理して早く埋め立ててほしいということが、これは私だけでなく、県民の望むところであり、その辺をしっかりと対応していかなければ、また次に発生するとまた知事の責任を問われるんですよ、実際。施工者もだけど、やっぱり県側の責任が問われますので、その辺をしっかりと対応してもらいたいわけですが、再度、御答弁していただけますか。

保坂環境整備課長 とにかく明野処分場につきましては、安定的な操業ができるように必要な対策を今、施工業者に対して検討して実施するよう要請しているところであります。とにかく業者のほうで今、検討してもらっていますので、その検討状況を踏まえる中で、県、事業団とも今後、異常検知にならないような形で対応していければということで引き続き協議を行っていきたいと考えております。

(不法投棄の現状と対策について)

安本委員

不法投棄について現状と対策を伺いたいと思います。県議会はこの7月に富士山クラブの御協力を得て、フィリップモリスジャパンと一緒に本栖湖畔の東海自然歩道の入り口のところで不法投棄のごみの収集を行いました。45リットル袋で、ホームページに出ていたんですけども、最終的に76袋550キロ、ほんとに掘っても掘っても缶、瓶が出てくるというような状況がありました。最近捨てられたものではなくて、缶の表示とかを見ると古いものだということには思いますけれども、そういう現場も見せていただき、作業もさせていただきました。

また、この委員会では9月に県外調査を行いまして、青森・岩手県境、ここはもう27ヘクタールという、これは有害物質がまかれていて、それをもとに戻すのにものすごい労力、予算もかけて処理をしているという現状も見えてまいりました。

それで、本県の最近の不法投棄の状況、一般廃棄物、産業廃棄物等あると思いますけれども、それについてまずどういう状況なのかお伺いします。

保坂環境整備課長 県内の不法投棄につきましては、林務環境事務所で確認している数字を申しますと、ここ5年ぐらい新たに確認された不法投棄について、箇所数、投棄量とも減る傾向にありましたけれども、平成24年度につきましては、箇所数で対前年度7.9%増の679カ所、投棄量にあっては対前年度40.6%増の920トンと投棄量が大幅に増加してしまっている状況であります。

これにつきましては、昨年、富士・東部林務環境事務所で大規模な不法投棄案件、2件で834トンという、建設工事で出た建設のがれきを穴を掘って埋めていたという不法投棄が発生しまして、かなりふえてしまったということであり、この大規模案件につきましては、年度内に指導して全て全量撤去させている状況であります。

安本委員

不法投棄ってわからない時間にわからないような場所に捨てるので、そうい

ったものに対して発見というんですか、たどるといいますか、どうやって不法投棄があるかないか探されているのかお伺いしたいと思います。

保坂環境整備課長 廃棄物の不法投棄対策の関係で、県内の市町村、県警察、あと、近隣の都県と連携いたしまして、未然防止、早期発見、拡大防止ということで取り組んでいるわけです。具体的には、市町村と廃棄物対策連絡協議会という組織をつくっており、そこに廃棄物監視員という非常勤の職員を採用しております。この人たちが平日の監視パトロールを行っていることが1点。

あと、休日夜間の監視につきましては、民間の警備会社に委託をしまして、パトロールを行っております。

また、県民にボランティアとして、日常生活の中で不法投棄に関する情報、不審なトラックが山の中に入っていくのを見かけたとかそういうふうな情報をいただける、廃棄物監視協力員というボランティアを県内で1,013名お願いしております。

さらに、東京電力とか森林組合など山の中に入るような機会がある事業者等6団体と廃棄物の不法投棄に関する情報を提供してもらおう通報協定を結んでおります。

そのような形で幅広くネットを広げて不法投棄を監視するというような形で対応させていただいております。

安本委員

大量なものは別にして、よくテレビでも、県でパトロールされていて、ブラウン管テレビとか、もう古くて映らないようなものが捨てられているんですけども、その報道の最後に、こういうものは捨てられませんということだけでなく、市町村の持っていきたくないごみなので、どういうふうにして捨てたらいいかというようなところまで。私もパソコンの処分をしましたが、そういうものはリサイクルマークがあって、ちゃんと製造者が無償で引き取るという形になっています。

テレビなんかは、甲府市の場合ですと、指定された業者に連絡するとかというようなこともホームページの最後のほうに書いてありますけれども、なかなかこういうものは捨てられませんということだけ、行政では受け付けられませんというだけで、処分の方法等があまり周知されていないんじゃないかなと思います。そういったところについても県民一人一人に伝えるようお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

芹沢森林環境総務課長 委員御指摘のように、家電リサイクル法につきましては県のホームページ等で周知をしております。廃棄方法とか、あるいは県内の指定取引場所、あるいは消費者に対しては家電については適切に廃棄をするよう周知徹底を行っております。また、市町村に対しましては、広報資料等で、家電製品は使い終わったら引き取ってもらいましょうということで周知徹底をお願いしているところでございます。以上でございます。

(大気汚染の状況と対応について)

安本委員

続いてもう1点簡潔に伺いますけれども、中国の大気汚染が非常に懸念されていまして、中国の人たちも大変だと思っておりますけれども、日本も、私たちが危惧しているところです。それで、県の大気汚染の監視体制は今どういうふうになっているのかお伺いしたいと思います。

山口大気水質保全課長 委員おっしゃったのは、多分PM2.5レベルだと思います。ちなみに、

我々も当初、昨年の1月にはかなり心配したんですけども、24年度の環境基準は本県はクリアしております。25年度はどうかというのはちょっと心配なところはありますけれども、今、本県においては特に健康に問題があるという状況ではございません。以上です。

安本委員 基準を超えた場合に県民の皆さんへの周知はどういうふうになる予定になっているのか、最後にお伺いします。

山口大気水質保全課長 基準を超えた場合、実際には国のほうから暫定基準を示しまして、1時間値が70を超えると予想される場合は注意報を発令しろということです。幸いにして本県は光化学スモッグ注意報の網羅されているシステムがありますから、それを利用して県のほうで要綱を定め、それに基づいて、実際には朝の5時、6時、7時の数値が85マイクロを超えた場合は日中70を超えるということが確定されていますので、朝、大体8時前後にもし超えるような場合には各市町村、報道関係を通じて警戒注意報を発令します。また、市町村は防災無線等を利用して発令をするというシステムになっております。以上です。

安本委員 ありがとうございます。

(鳥獣被害対策について)

浅川委員 秋のシーズンは、収穫の秋で、私ども議会も鳥獣被害対策のことを引き続きやっていきたいと、去年は鳥獣被害対策の政策提言もしたところですが、それにつままして、ことしの発生状況なんですが、農政との絡みもありますが、林務での発生状況を伺います。

上島みどり自然課長 鳥獣害の発生状況でございますけれども、まだ農政のほうは本年度の被害状況は出ておりません。森林被害のほうは出ておりまして、23年度より24年度のほうが増加状況にあります。

浅川委員 去年よりことしが多いということですね。

上島みどり自然課長 24年度実績のことを申し上げました。23年度と比較して、森林被害のほうはやや増加しているということです。農業被害のほうはまだ24年度の実績が出ていない状況でございます。

浅川委員 今、24年のことなんか聞いていない。24年が、23年と比べてどうかという話じゃない。ことしはどうかを聞いている。ことしの状況を教えてくださいませんか。

上島みどり自然課長 今年度の状況はまだ把握しておりません。

浅川委員 農業被害が出てないなんて、とんでもない話で、私どものところもかなり被害が出ているし、現場も見ていますので、わかる範囲で。農政部のほうは守りだけでも、林務は攻めているんだから、その部分を知っている限りで教えてください。

上島みどり自然課長 今年度の国のほうの農業被害の統計が出ておりませんで、農業被害のほうはまだ出ていないという状況です。

上島みどり自然課長 個体群としては、南アルプスと茅ヶ岳でございます。一番多いのは南アルプス個体群です。

浅川委員 課へ帰れば、詳しい状況が大体わかりますか。

上島みどり自然課長 はい。

浅川委員 では、後で教えてください。

この状況じゃとても、いずれにしても追いつかない。特に猿については、ほんとに農家だとか人々のところへ来るし、通学路の子供の中に来るといった話も聞いておりますし、私も見ております。本当に今、県も国も挙げるなど、かなり大変な問題なんですけれども、この辺は反省してもらって、もう少し積極的に取り組んでいただきたいと思います。

それから、山梨県、猟師が高齢化で減ってくるということで、くくりわなのほうにかなりシフトしていると聞いていますが、猟銃とくくりわなの比率は今どのくらいですか。

上島みどり自然課長 くくりわなと銃猟の対比についてはデータがありませんが、大半が銃猟だと認識しております。

浅川委員 今後もそういう形で進めていく予定ですか。

上島みどり自然課長 野生鳥獣による農林の被害はここ数年5億円前後で横ばいの状態ということに対しまして、狩猟者は年々減少し、同時に高齢化も進んでいます。しかしながら、わな猟の登録者のほうはふえている状況なので、今後はわな猟の有効活用を図っていくことが重要だと考えております。

浅川委員 銃猟の部分は本当に重要だと思います。ハンターというか狩猟者が高齢化でやめていく、それで、新たな人がなかなか免許が取れないという話を聞いているんですが、今、課長の答弁では、今後という言い方をしたんですけれども、比率はどの程度ですか。例えば3年後、5年ぐらいはどのぐらいの比率でいくとか、そのぐらいのことは計画しているでしょう。

上島みどり自然課長 銃猟が今、大半の状況でございますので、定量的な目標は立っていないんですが、できる限り推進をしていきたいと考えております。

浅川委員 それは、要するに計画はない。数値目標は出してなくて進めているということですね。

上島みどり自然課長 現在のところ、数値目標は設定してございません。

浅川委員 私はなぜ今そんなことを言うかということ、とある県、山梨県に非常に近い県が、今後進めていく中で7:3に変えると言っています。7割をくくりわなにすると言っています。そのぐらい高い目標を持っていかなければ、多分この方たちは年々、農業と同じで、10年先なんかは半分以下になるんじゃないですか。その辺もデータを出していますか。

上島みどり自然課長 銃猟登録者、わな登録者ともシミュレーションをしたいと思います。

浅川委員 山梨県がくくりわなを少し大きくするとのことで、この間くくりわなのことが新聞に載っておりましたが、ツキノワグマの保護団体から、今、何か県に対して、話が来ていますか。

上島みどり自然課長 熊森協会という、熊を保護していくという団体から、再三にわたってくくりわなの規制緩和をやめてくれという申し出がでております。

浅川委員 そこで、ツキノワグマの実態、個体管理しなければならない数ぐらいは把握していると思いますけれども、県内には適正な個体数はどのくらいですか。

上島みどり自然課長 ツキノワグマの個体数につきましては、平成9、10年に行ったモニタリング調査で400頭。それに対しまして、捕獲上限を設けていまして、それが40頭でした。平成23、24年度でやはりモニタリングをやっておりました、それで今回、保護管理指針を改正するわけなんですけれども、その結果が約700頭。環境省の基準からいきますと、その個体を維持できる捕獲上限については70頭というようになっています。

浅川委員 平成10年のモニタリングデータが出てきたんでは、これはもうデータじゃないだろうと思いますが、ここの辺もしっかりやらないと、ツキノワグマが大切なのか、いろいろな部分が出てくると思いますが、県議会の政策提言は、彼らが言っている12センチでしたっけ、12センチより広くということで提言をしたつもりですけれども、くくりわなにおける狩猟の成果というか、実態をつかんでいますか。

上島みどり自然課長 平成19年度からくくりわなの規制、12センチというのが定まりました。19年以前と、それ以降、すなわち規制前後の捕獲率を比べますと、捕獲率は規制がかかった以降のほうが低い捕獲率というデータが出ております。

浅川委員 私ども議員が政策提言等検討会をつくって8回勉強会をやっているんです。にもかかわらず、この実態というのはちょっと寒いですよ。そこで、農政部とのかかわりもありますが、こんな取り組みでは山梨の鳥獣被害対策は功を奏していないというのが私の主観ですが、これ以上追及してもしょうがない。農政部と林務のかかわりをさらに強化していただきたいという要望と、それから、部長の強い決意をお聞きしたいと思います。

守屋森林環境部長 昨年12年に議会のほうから御提言をいただきました。県民もこの鳥獣被害に大変深刻な被害を受けて心配しているというのを受けて、提言いただいたわけでありまして。森林環境部、農政部一体となって、今後より効果的・効率的な鳥獣被害対策ができるように、昨年いただいた御提言書を踏まえ、きょうまだ不十分だという声を真摯に受けとめまして、農政部と連携を密にする中でしっかりとやっていきたいと思っております。よろしくお願いたします。

(森林公園の指定管理者について)

高野委員 さっき指定管理者の話で、何か答えが出ているような話だったんですけれども、どうかというところをもう一回言ってください。

島田県有林課長 指定管理者の候補者が決まったということで、候補者とはこれから業務の仕様とか内容について協議を進めてまいります。そういったものを踏まえまして、12月議会に提案させていただきまして、議決を経た上で指定管理者は決まっていくということでもあります。

高野委員 候補者というのは、応募した人はみんな候補者ではないのですか。

島田県有林課長 選定委員会では、応募した団体の中から候補者を選定します。それは点数を採点するわけですが、最高得点を取ったものを候補者として選定し、2番目の方が次点となります。この候補者について議会で選定していただくという形になっております。

高野委員 委員会では何にも示されていないくて、例えば議会で本会議でという部分であると、その前はどのような手続をするわけですか。

島田県有林課長 指定管理者の選定は県庁全体の流れとしまして、外部の選定委員会を設置して、外部の選定委員会の中で提出された提案書の審査をし、点数をつけてもらいまして、議会に提案をさせていただき候補者を決めていただく、そういった形になっております。

委員会のほうの手続につきましては、12月議会の議案として説明させていただくことになってございます。

高野委員 では、12月の議会で委員会に議案は出てくるわけですね。

島田県有林課長 議決をいただくということでもありますので、議案として出していくこととなります。

高野委員 ここで委員会へ議案として出てくれば、その議案を承認しない限り、本会議にはかけられないけれど、そういう感覚でいいんだね。ここで議案として出てくるものを承認するかないかによって、本会議にかけられるかかけられないか。あなたたちのペースでどんどん話を今しているけれども、委員会はどうかかわるかという話をしているんだよ。

島田県有林課長 もちろん委員会の中で議案について審査していただきまして、それから本会議に上げていく形になります。ただ、委員会のかかわりと申しますと、いわゆる選定委員会が選定した候補者について議案提出の折りに審査していただく、そういった形に。

高野委員 もう一回言ってください。よくわかんない。

島田県有林課長 審査していただく候補者というのは、外部の選定委員会が選定した候補者、その候補者の内容についてこちらの委員会に議案として審査をしていただきまして、御了解を得た段階でまた本会議で議決を得ると、そういった形になります。

高野委員 選定委員は、弁護士、司法書士、大学の先生だとか、ほとんどそういう人ですね。そういう人って、実際状況がわかっていてわかっていないという面もあるから、我々はチェック機関としてそういうものをしっかりチェックしなければ

ばならないんじゃないかなということを思っているわけです。だから、当然議案として出てくるものが、この委員会においてどうなるか、その結果においてはスムーズにいかない部分も出てくるわけですが、それは、承知しててください。

島田県有林課長　そういった流れは承知しております。

主な質疑等 県土整備部関係

第 8 9 号 山梨県流水占用料等に関する条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 9 1 号議案 平成 2 5 年度山梨県一般会計補正予算第 1 条第 2 項歳出中土木森林環境委員会関係のもの、第 3 条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第 4 条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

(道路橋りょう建設費について)

望月委員 それでは、県土 3 ページにあります繰越明許費の中の土木費の道路橋梁費についてお聞きしたいんですが、ここに橋梁改築費 3,500 万円が載っているわけですが、今、県土全体を見て、特に橋梁の長寿命化について、老朽化とか耐震の関係も出ているわけですが、事業が繰り越される状況の中においても、橋梁等の改修で非常に緊急性を要するものもあると思います。県下の橋梁長寿命化の中で対象となるものはどのくらいあるのか伺います。

鈴木道路管理課長 橋梁の長寿命化、県下の状況ということでございますけれども、平成 2 3 年度から長寿命化計画に基づきまして現在やっております。平成 2 4 年度末で対象橋梁 9 6 3 橋のうち 4 5 0 橋が長寿命化を含めた耐震化ということになっております。今回の補正も含めまして平成 2 5 年度完了の予定は 5 1 0 橋ということで、約 5 3 % が完了する予定でございます。以上でございます。

望月委員 今、この 2 5 年度末までに大体 5 0 % ちょっとということで 5 1 0 カ所が完成するということですが、まだ未着工の橋梁とこれから 2 6 年度以後にかかるもの、これらの予算的なものはこの繰り越し明許の中でどの程度組み込んでいるのかお聞きします。

鈴木道路管理課長 橋梁の耐震化につきましては、河川をまたぐ橋梁とかがございますので、そういったものについては繰越明許費となり、濁水期あるいは翌年度にまたがるというふうな施工をしております。どれくらいかという御質問なんですけれども、橋梁の耐震化だけについて今、手元に細かい資料はございませんけれども、そういうものも含めまして、今後に必要な経費を確保して耐震化あるいは長寿命化の推進を進めたいと考えております。

望月委員 この長寿命化の橋梁の耐震化、老朽化の対策としての状況ですが、5 1 0 カ所くらいあって、約半分くらいはまだ未完成のものがあるんですけども、その中には新しく橋梁をかけかえるというようなものもあると思うんですけども、これは何件くらいあるんですか。

大久保道路整備課長 かけかえ対象橋梁は、長寿命化計画の中で 2 9 2 橋ございます。このうち 5 メートル以下の短いものは、今後、ボックスカルバート化をしていこうということで 2 3 0 カ所あります。したがって、5 メートル以上の橋梁で 6

2橋についてかけかえを予定してございます。そのうち、完了が8橋、事業中が13橋、残りが41橋でございます。以上でございます。

望月委員 今のそういう経過状況の中で、41橋がまだ残ると。これは26年度以後の状況でどのように行っていくのかお聞きしたいんですが。

大久保道路整備課長 その内訳でございますが、このうち、さらに15メートル以上のいわゆる被災を受けた場合に復旧が困難となる事業については、優先していききたいということで、長寿命化計画の15メートル以上の橋梁は28橋計上しており、完了が6橋、事業中が12橋、残りが10橋ということでございます。残り10橋のうち、さらに緊急輸送道路になっているものが7橋ございます。それらはまだはっきり何年までというところまで予算計画が立てられませんが、これは優先して整備をしていききたいと考えております。それ以外のものについては今後また検討していききたいと考えております。以上です。

望月委員 この橋梁の長寿命化の中で優先順位を決めていくわけですがけれども、今言った緊急性のあるもの、それから、危険性のあるもの、その中で特にここは早くというような、そういう緊急性のあるものの中で優先順位を挙げるものは何カ所ぐらいあるんですか。

大久保道路整備課長 先ほどの15メートル以上の橋梁について、そのうち第1次緊急輸送道路で未着手が2橋ございます。そして、第2次緊急輸送道路で未着手が5橋ございます。合わせて7橋ございますので、これらを先行してやっていききたいとは思っておりますが、ただ、場所によっては住宅密集地とかで今の道路を切り回ししなければいけないということで、その沿線に与える影響が大きいと。なかなか7橋についてまだ具体的な方向が出ていないんですが、これはできるだけ早くやりたいと思っておりますので、今後、施工方法等も検討していききたいと思っております。

望月委員 今、ゲリラ豪雨じゃないけれども、過日の18号台風の雨量の状況もあります。こういう状況に対して、特に県下の今の山梨県の状況が非常に厳しい、こういう橋梁の関係も、また老朽化の問題もあちこちで見られる状況ですので、管理の期限をきっちりし、いち早くこういうもの、予算がつけばお願いしたいと思えます。以上で終わりです。

大久保道路整備課長 平成24年度の橋梁の耐震化あるいは補強、特に緊急輸送道路については補正予算の確保に努めてまいりました。今年度も補正予算という話が報道されておりますので、今、それらにできるだけ合致するようなものについて、順次やっておりますので、できるだけそういった国の予算を活用した中で少しでも1橋でも進捗できるよう努めてまいります。以上です。

望月委員 以上で終わります。

(緊急道路整備改築費について)

浅川委員 県土6ページの新御坂トンネルの天井板撤去と、それから、愛宕山トンネルの天井板撤去についてお伺いしていきます。先日、12月13日から5日間で工事をするというふうに新聞等で聞いたんですが、この時期について説明をお願いします。

鈴木道路管理課長 愛宕トンネルにつきましては、まず交通量が多うございます。その中で、施工について、観光シーズンとか、観光客の入り込み、そういったものをまず避ける必要があるだろうということです。それに加えて、あと、周知期間もとる必要があるというようなことで、12月になってからと判断したところでございます。その中で、12月の初めには全国障害者芸術・文化祭やまなし大会という大きなイベントがございますので、そこを避けて、12月13日から17日までの5日間全面通行どめで行うこととなったところでございます。以上です。

浅川委員 実は今年の12月2日でしたか、笹子トンネルの天井板が崩落したときに、私どもの観光地もかなりダメージをこうむったわけです。12月というと師走ということで、1年の中でもかなり交通量が多い時期ですが、1日どのぐらい交通量があるんですか。

鈴木道路管理課長 時期ごとでは計測はしていませんが、交通量調査によりますと、1日大体2万3,000台ぐらいです。

浅川委員 ほんとに12月の時期がいいのかどうかちょっと。12月初めにやるというのは国文祭の一環ですか。そんなような思いもあったんですが、この時期にやはり直さなきゃいけないんですか。一刻も早くというのはわかるんですが、12月の師走と言われている時期にどうしてもやる必要があるのか伺います。

鈴木道路管理課長 時期につきましては、交通量とか観光ということで、11月いっぱいにはやはり観光があるだろうと思っています。1月、2月とかになりますと、また寒い時期で、非常に凍結とかもあったりということもございまして、師走ではありますが、年末にかからない時期と考えまして、13日と、ぎりぎりのところで決定したところです。

浅川委員 笹子トンネルの場合は半分ずつやりましたよね。愛宕トンネルはそういうことはできないですね。片側ずつやるような、工法的には。

鈴木道路管理課長 笹子トンネルにつきましては上下でトンネルが分かれておりまして、片方を使って工事をやったということで、トンネル自体については全面通行どめという格好だったかと思えます。愛宕トンネルにつきましては、対面交通で1本しかトンネルがございません。それで、延長的に350メートルの天井板がございまして。全面通行どめで一気にやってしまったほうが、影響はありますけれども、片側通行でやるのに比べると影響は少ないということの判断をしまして、全面通行どめというふうにしてございます。

浅川委員 この時期だから、当然、物流等も含めて経済的な影響が多分出ると思いますが、その辺の算定というんですか、計算は出ておりますか。

鈴木道路管理課長 具体的な計算はしていませんが、やはりこの道路、市内の交通もございまして、沿線のもう少し広い地域、そういったところの通過交通もあると考えておりまして、かなり影響があるというふうには承知しております。以上です。

浅川委員 笹子トンネルのことばかり例に出して申しわけないんですけども、ほんとに観光業者は、大変なダメージを受けました。その辺もまた配慮して工事を進めていただきたいと思います。

一方、それだけの工事をするという事になって、1日2万3,000台ぐらいですか。そうすると、どういう迂回路にするのか、告知等についても十分な配慮をしていかないといけないと思いますが、どんな方法で告知をしていきますか。

鈴木道路管理課長 やはり先ほど申しました、非常に影響があるということで、市内のみならず広域的な影響もあるということでございます。当然、全面通行どめにしますと迂回ということを考えていかなければならないということで、それにつきましても、ある程度広域的な範囲で周知をしていきたいと思っております。その中で、今、準備をしているところですけども、テレビ、ラジオなどをまず使って周知をしていきたい。それから、市町村とか公共施設等へのポスターやチラシの配布、迂回のお願いの看板、そういったものを沿線、それから、広域的に設置をしていきたいというようなことで今考えておりました、周知期間もとりたいということで、準備ができ次第、周知をはかっていきたいと思っております。以上です。

浅川委員 最後に12月という大変忙しい時期であり、県内の経済も大変厳しい時期にありますので、迷惑がかからないように、円滑にいくようにしていただきたいと思います。決意を簡潔に言ってください。

鈴木道路管理課長 いろいろな場面で影響があると考えておりますので、なるべくその影響が少なくなるようにできる限りの周知をしてまいり所存でございますので、よろしく願いいたします。

浅川委員 先ほどちょっと言ったんですが、新御坂トンネルについての質問に変えさせていただきます。知事は来年度中に終了したいというような旨の発言をいたしました。この時期についての説明をお願いします。

鈴木道路管理課長 新御坂トンネルのほうでございますけれども、2月に知事から撤去の方針で検討を進めるという話を表明し、その後、新御坂トンネルの状況等の調査あるいは必要な測量等を行っております。いろいろ、新御坂トンネル自体が持つ課題とか、そういったものの検討に入りまして、あそこは延長が長いので、撤去した後の換気も必要になるので、どういうふうにするのかという検討をしてきたところでございます。また、それに伴いまして必要な設備をどういうふうに使っていくのか、そういった検討をしました。

そういったようなことに時間をかけまして、撤去後の換気につきましては、ジェットファン、いわゆる大型の換気設備でございますけれども、それを設置する必要がありますが、製作にどれぐらい日数がかかるか検討を重ねましたけれども、やはりかなりの日数がかかるというようなことになりました。そういったことから、今年度内に撤去をすることはちょっと難しいということで、来年度に撤去をしたいということでございます。そうは申しましても、なるべく早く撤去ができればと今も思っております。

加えまして、あそこに今、トンネルの消火栓の設備がございますけれども、その移設というような、天井板撤去に関連します工事が幾つかありますので、それにつきましても、ジェットファンと同様に、準備の工事ということで、本

議会のほうに補正予算を計上させていただいており、御議決いただきましたら速やかに執行できるような準備を今とっておるところでございます。いずれにしても、来年度もできるだけ早く撤去ができるように検討しているところでございます。以上です。

浅川委員 県民としては一刻も早く撤去することをやっぱり願っておるわけでありませんが、今数えたら、2月の議会から7カ月たっているんですね。その間にしてまだ、来年何月にするかわからないというような、一刻も早くとは言っているんですけども、こんなにかかるものなのですか。

鈴木道路管理課長 今申しましたように、撤去に関連する工事が非常に多くございます。それから、地域に与える影響も大きいというようなことで、どういう方法で撤去するのがいいのか、これはまだ検討中でございますけれども、ほんとうに申しわけないんですけども、そういったことに時間を費やしたというようなことで、この時期に、来年度中にとまったということでございます。

浅川委員 これ以上その部分を責めても結論は出ないと思いますので、一刻も早く着工していただきたいと思います。
愛宕山もそうなんです、ここの工事の区間については、迂回路についてはどんな考えをお持ちですか。

鈴木道路管理課長 まだどういう方法で最終的に天井板を撤去するのかということは今、検討中でございますので、こうですとはちょっと言い切れませんが、いずれにしても、何らかの交通制限が必要であるということになります。そうしますと、やはり渋滞あるいはそういうことが考えられます。これにつきましては、新御坂トンネルが国中と郡内を結ぶということですので、迂回路につきましては、具体的には、大型車は、国道358号とか、あるいは国道139号、大月のほうを回っていただくことになると思うんですけども、そういったところを迂回していただければなというふうには今思っております。また、普通車等につきましては、その間に若彦トンネルがございますので、あそこを使えるのかなと思っております。いずれにしても、どういう方法でということでもたまた具体的には御案内ができるものというふうに思っています。以上です。

浅川委員 愛宕のトンネルよりは、広範囲に常時使っている方が多分多いんだと思いますし、また、物流という面で大型のトラックが多分多いんじゃないかなと思うんですが、そういった面で、県内に与える経済的なダメージはいずれにしても非常に多いと思いますが、その辺はどんなふうな形で周知を促していくのですか。

鈴木道路管理課長 新御坂トンネルはやはりそういうことで影響は非常に大きいと認識しております。県内にとどまらず、やはり隣接する都県とかそういったところからの車両もあるであろうというふうに思っておりますので、そういったところも含めて広域的な周知を図っていきたくと思います。テレビ、ラジオはもちろん、それから、県内のそういった企業さん等への協力要請、県外の関係機関等とか、そういったようなところへもまたお願いをしたいと思っております。以上です。

浅川委員 道路の周知は当然愛宕と一緒にだと思んですが、県内の経済に与えるダメージというのをどんなふうな形で県は対応していくのか、その辺がもし範囲で答

えられるものがありましたら教えてください。

鈴木道路管理課長 今のところはほんとお願いをし、できるだけ我々も影響が少ないように努力をしているわけですが、これから具体的にはいろいろなところへ願いをしていかなければならないと思っております。

浅川委員 最後にします。上田部長。この2つのトンネル、大変な工事でもあるし、また、山梨県に与える県外からの影響、県内の影響も非常に大きいものがあると思いますので、決意を伺って質問を終了させていただきます。

上田県土整備部長 最後に決意ということでございますけれども、昨年12月の事故以来、県内にも2つの天井板があるトンネルがあるということで、県民の皆さん、それから、利用者の皆さんに大変御心配かけたところでございますが、いずれにしてもできるだけ早く撤去したいという方針には変わりありません。ただ、その中で一番影響が少なく、しかもできるだけ早くということでございます。

愛宕トンネルにつきましては、延長が短いということもありまして、ある程度見通しは立つと思いき、12月というようなことです。それは先ほど鈴木課長のほうからも説明させてもらっていますけれども、12月の芸術文化祭の行事の終わった、その次の土曜日、日曜日、あそこは通学路にもなっていますので、そこを挟んだ5日間で何とかやらせてもらいたいということで、申しわけないんですが、5日間全面通行止めをして安全を確保させていただきたいと思えます。

それから、新御坂トンネルにつきましては、非常に影響が大きいということで、地区の観光関係、それから、いろいろな方に集まってもらって、富士吉田市、富士河口湖町、それから、笛吹市で関係の方大勢に集まっていただいて御意見をよく聞いているところでございます。当然、影響が大きいものですから、周知も徹底しなければならない。広範囲、しかも時間もある程度必要だとも思っています。それで、そうした中で一番影響が少ない時期を選んで、できるだけ早くという方針のもとにやっていきたいと思えます。また、やった折りには大変迷惑をかけるわけですが、そこについてもよく周知させていただいて、安全なものを提供できるようにしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思えます。以上でございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第99号議案 平成25年度山梨県一般会計補正予算

(債務負担行為補正について)

保延委員 債務負担行為ですが、平成27年度までというのは、27年度のいつごろまでかかるんですか。

細川高速道路推進室長 債務負担行為の補正でございますが、年度としては27年度までの枠どりで記載させていただいておりますが、実際工事におきましては、今のところ予定しておりますのは5月末ぐらいまでの予定でございます。

- 保延委員 中部横断自動車道は平成29年度で一応完成というふうなことを聞いていますけれども、その最終年度までにこういった工期の延長に対して、影響があるのかないのか伺います。
- 細川高速道路推進室長 今回の契約撤回によりまして、改めて請負契約手続を行うことになりましたので、今回、9月の債務負担行為の補正の追加提案をしたところでございます。それが議会で承認がなされた後、速やかに入札手続を行いまして、12月議会の契約案件として提出できるよう努力をしていきたいと考えておるところでございます。
- それと並行に、今、委員からもお話がございました、29年度予定の中部横断自動車道の供用開始に影響がないように、事業者の国土交通省と協議を行っていくとともに、今から行います契約の手続が速やかに進みまして請負業者が決定した折には、工事進捗に影響がないように請負業者と一緒に工程管理を行っていきたいと考えております。以上です。
- 保延委員 いずれにしても最終年月日が決まっているわけですから、それに影響がないようにしっかり工程管理しながら完成を目指して頑張ってください。以上です。
- 討論 なし
- 採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(中部横断自動車道について)

- 望月委員 1件だけ、中部横断自動車道にかかわる件で少しお伺いしたいんですが、富沢インターから六郷インター間の2件の直轄区間で、ことしは特に234億円ですか、前年度に比べれば約100億円近く多く予算がついたということで、工事の進捗が今、非常に沿線では見られるわけですが、29年度、あと4年後の完成を目指して富沢・増穂間、その中でこの直轄区間に大きな、富士川を渡る橋、それから、醍醐山ですか、トンネル工事とか、田原のインターから向こうに抜けるトンネル、そして、市川へ抜けるトンネル、こういう大きな工事がこれから入ってくるわけですが、これらの25年度以後の経過がわかれば教えてもらいたいんですけども。
- 細川高速道路推進室長 中部横断自動車道の今後の工事についてでございますが、国の事業のうち、トンネルは現在19本のうち6本が着手しております。そのうち、1,000メートルを超えるトンネルは非常に時間がかかることから、現在4本中の3本に着手しているところでございます。今年度の予算は234億円と、昨年に比べて1.7倍ぐらいいふえているところですが、今後もまだお金のかかる構造物が残っておりまして、県といたしましては、国が発表した29年度供用に向けて予算の確保を強く要望しているところでございます。
- 望月委員 今、説明の中で、この区間は難工事を要するところが、河川からはじまってトンネル、そういうところが非常に多いと思うんです。その中で、4年後には

完成させると今、知事が盛んに言っている。それで、国直轄のほうは特に力を入れていまして、予算も100億円近い予算がついているわけですが、国土交通省がやる以外に、中日本高速道路株式会社の行う工事、富沢インターから静岡県境、それから、今度は六郷から増穂間、この区間における工事、特に富沢インターから静岡県境へ行く工事の状況がちょっとおくられているように見えるんですけども、これらの状況がわかりましたら伺います。

細川高速道路推進室長 NEXCO中日本が工事をやっているところでございますが、25年度の4月末ですが、NEXCO中日本では工事の着手率ということで数字を出しているものがございます。県境から富沢間については着手率は51%、六郷から増穂につきましては100%の状況でございます。以上でございます。

望月委員 今言った中日本高速道路株式会社の関係のところ、用地買収の取得がまだ終わっていないようなところもあるようですが、全線を見て、富沢インターから静岡県境の区間だけで、あとは大体全部用地取得は終わっているんですか。まだ残っているところもあるんですか。

細川高速道路推進室長 用地の取得につきまして、今年度の8月末の取得率は、全体としては98%完了しております。国におきましては98.8%、NEXCO中日本におきましては97.4%、全体としては98%というところでございます。国及びNEXCO中日本におきましては、土地収用法に基づく事業認定の手続を進めているところでございます。以上でございます。

望月委員 これは国の予算がこしみたいに大きく倍額近く増額されてくると工事の完了もおそらく予定の4年間ではいくと思うんですけども、あとは今言ったように、先ほどの契約の指名停止の問題とか、そういうものが出ない限りは、多分4年後には順調に完成するんじゃないかと思うんですけども、今後の見通しをもう一回お願いします。

細川高速道路推進室長 国の事業におきましては、やはり予算が伴うものでございます。県といたしましては、ぜひとも29年度に完成していただける予算の確保と、あと、県は用地事務及び工事用道路の受託をしておりますので、それを速やかに仕上げ、国に引き渡して、予算確保も含めたものでぜひ29年度の開通をしていただきたいと考えております。

望月委員 最後に再確認ということで上田県土整備部長に一言お聞きしたいんですけども、今そういう話がありまして、4年後には今言ったように国との受け渡しの中で完了したいということですが、今、状況を見てみますと、本線も非常におくられているところもあるんですけども、アクセスの関係のインターとか、今の作業道の工事の状況を見ましても、そういう難問があるんですけども、これらの状況を含めた中で、4年後の完成というものを部長が見たところの見解をお願いします。

上田県土整備部長 平成29年度の供用ということで知事も皆さんのところに公言していますし、国に対しても非常にお願しているわけでございます。予算につきましては、こしは234億円ですか、ついたので、同じようなペースであと4年間という格好になれば、おおむね達成されるんじゃないかと思っています。平成

30年には残工事というのか片づけ工事や何かは残るかもしれませんがけれども、そんな感じかなというふうに私は見ております。

それから、国のほうも今後の開通の見通しという中で29年度と明言しています。4年先の事業を開通させますと明言したのは、わりと大規模なところでは全国で1件だけで、この道路だけです。これはまさに地元の応援があったからであるし、国も自信を持っているというふうに思っています。私たちはそれを円滑に事業できるように国を応援していくということと、予算どりについては当然一緒になってお願いしていくと、こういうことだと思います。

それから、NEXCO中日本のほうは事業者ということで料金をとってやるわけですが、それについても、私が聞いている範囲では、28年、29年には全部つながってくると思っています。

あと1つ大事なことが、用地を取得しないとということでありまして、先ほどありましたが、土地収用法の事業認定という作業から、最後は強制的に私どもが収用するということですが、そのためには非常に個人の権利を取得するということでも手間もかかります。件数も結構たくさんありまして、残り2%でありますけれども、筆数とすれば何件もあります。我々とする、今度、それにかかる人間の数、例えば用地課とかそういう部分での組織も強化して、確実に取得して、確実に現場はやってもらうという格好で、29年度はぜひとも完成させてもらいたいし、完成させるつもりであります。ぜひよろしくお願います。

望月委員

そういう意味で、私はできれば全線開通を望むわけですが、新東名高速道路なんかもそうですけれども、できたところから部分開通、一部開通という状況で進んでいるところがあるんですね。そういうこともできれば少し考慮してもらいたいと思っています。以上で終わります。

上田県土整備部長 私たちもできるだけ早く使いたいと思っていますので、なお一層早くということをお願いしてまいりたいと思います。よろしくお願いたします。以上です。

(財源の変更について)

齋藤委員

3点ばかり聞きたいのですが、1点は聞き落としてしまったわけですが、県土整備部の予算の中で一般財源が、県費が削減されて、今度、県債に回っているわけですが、これはやっぱり緊急経済対策なんかの関係で県費を削減して県債のほうに回したのか、その辺をちょっと教えていただきたいのですが。

末木県土整備総務課長 今回の補正予算をお願いしておりますのは、国補決定に伴う補正の関係でございます。国補決定ということで、県単事業で当初やる予定であったものについて国補の当て込みをすると、その関係で例えば今おっしゃったような県債というふうな話もあるのかと思いますけれども、当て込みの起債によっては、その中身がちょっと変わってくるというところがございます。

齋藤委員

単独でやる予定のを国補に回したので、その分だけが県債が必要なくなったという解釈でいいわけですか。全体の中で、県債がほとんど減額されておるといふふうに見るわけですが、それとも県債が増額されたということですか。その辺をちょっともう一度よく。

上田県土整備部長 ただいまの御質問ですけれども、細かい数字は今、省略しますけれども、

基本的な考え方として、県債残高を減らしましょうという、そういう大きな目的、目標があって県では事業を行っています。

それとは別に、我々の事業というのは国の補助事業と、それから、県単独事業がございます。県単独事業で、例えば100という仕事をやろうとしたときに、そのうちの50が国の補助事業になれば、そのうちの25は国の補助です。そうすると、残りの25県費で補填して、国補としてもらった分だけは全体として事業費が伸びるというようなことで、そういうようなことをやってできるだけ事業費はふやして、社会資本の整備を急ごうということで努力している。その結果が、県で本来やれば100かかるものを、国からもらえれば50の県費を出せばいいわけでありまして、残りの50はまだ残っていますから、これはこれでまた有効に使っていく、そんなような手法でやらせてもらって現在いるいるやっていると、こういうことでございます。

(中部横断自動車道のスマートインターチェンジ設置について)

齋藤委員

そういうふうにちゃんと説明すればわかるわけですが、実際、国からやっぱり補助事業をなるべくとっていただいて、県費はなるべく使わないようにしてもらうことが一番いいわけなんですよ。だから、今回もおそらくそういう形で御苦労していただいたらと評価しますが、それはこれからもやっぱりそういう方向で取り組んでいただきたいと思うわけでありまして。

次に、中部横断自動車道の関係になります。実は先般、工業新聞にもちょっと記事として出しましたが、双葉と白根インターの間、野牛島地域にインターを設置するという調査をしていただいているというようなことを記事で見ましたが、どんな調査をしてどうなっているのか、それをお聞きしたいと思います。

細川高速道路推進室長 中部横断自動車道の双葉から白根の間でございますが、現在、基礎調査としまして、その区間にスマートインターチェンジができるかどうかという設置の可能性も含めて、場所とか構造的なものを検討中でございます。以上です。

齋藤委員

この中部横断自動車道の路線決定のときに、実は今は亡き金丸信先生が言い残したことがあるんです。そのときは、とにかく中部横断自動車道を静岡まで延長することを優先して、スマートインターのようなものは次の段階でいいじゃないかと言ってきた過程が実はあります。当時、やっぱり八田へインターをつけてほしいということを実は要望した過程があるわけですが、そのときに、白根につけるので、とにかくそれは次の段階でいいじゃないかなんていうことがあったので、私たちもそのままにしてきてしまったわけでありまして。

やはり中部横断自動車道を韮崎から静岡へ下っていくためには白根のインターまで距離が非常にあるわけなんです。八田のあの周辺は、韮崎の工業団地、それから、御勅使南工業団地、あそこにいるいろいろな企業が集積しておりまして、非常に県道なんかも渋滞する状況も実は続くわけでありまして、できることならばスマートインターをぜひ設置してほしいという地域の住民の要望も実はあるわけですので、ぜひ一つ検討していただきたいと思いますが、お考えをお聞きしたいと思います。

上田県土整備部長 新聞に、野牛島ですか、載ったということでございますけれども、私がちょうど2年ぐらい前ですかね、調べろということで資料を出したものですから、私のほうで答えさせていただきます。スマートインターチェンジというのが、国の施策でもインターチェンジというのは前は10キロぐらい離れていなか

ればならないと。それを使いやすくするためにもっと短くしたほうがいいんじゃないかという機運が全国にありました。

野牛島に限らず、山梨県のうちで設置できる場所はどこなのかということで、中央自動車道、それから、富士吉田線も含め、全ての箇所を机上で洗い出しまして、そして、可能性について検討したということでございます。それぞれについて経済的にペイできるかとか、そこら辺がありまして、ただ地形的にできるかどうかということで、あらゆる箇所について調べまして、そのうちの1つというふうにお考えいただいたほうがというように思います。まだ何をということではなくて、机上で可能性についてやったということでございます。

ただ、それぞれみんな特徴がありまして、安い予算でできるところもあれば、周りの影響が大きいところもありますし、逆の部分もありますが、できるだけたくさんあることが山梨県にとっていいことですから、できるところについてはどこであろうとつくっていきたいという趣旨で調査をさせたという段階でございます。以上でございます。

齋藤委員

わかりました。とにかく地域としても必要な箇所だと実は思っております。ですから、あの近くには新しい工業団地もあり、企業がまだ入居していない、パイオニアの予定地も実はあります。あの周辺にはやっぱり御勅使南工業団地から韮崎の工業団地まで相当数の企業が立地しておるところであります。最近、大型の車両が行き来して非常に道路の混雑もあるということでもありますので、ぜひとにかく前向きに検討していただきたいと思うわけではありますが、もう一度お考えをお願いしたい。

上田県土整備部長 同じ答えになって恐縮でございますが、県内どこにでもできるものはつくっていくというのが我々のスタンスでございますので、また御協力もいただきながら実現させていきたいと思っております。以上でございます。

(御勅使川の床固めについて)

齋藤委員

わかりました。ぜひひとつ前向きをお願いしたいと思っています。

それから、河川の、御勅使川の砂防の関係をちょっとお聞きしておきます。昨年度の台風で相当堰堤が壊れて、工事を順次進捗しながら、ことしももう既に発注していただいてありますが、ことしの工事の発注が例えば終わった場合、あと補修していかなければならない箇所がどのくらい残るのか、まずお聞きしたいと思います。

小池砂防課長

御勅使川の床固めの関係のことを委員おっしゃっているかと思えます。床固めにつきましては、委員が御承知のとおり、真ん中の辺が欠けたり、端のほうに欠けたりという形で、これまでもずっと何年か継続して補修をしてございます。実態といたしまして、御勅使川の堰堤につきまして、私どもの調べの中では、14基ほどの床固めの調査の結果がございまして、ランクづけをさせていただいております。その状況の中で優先度の高い箇所から順次補修を行っている状況でございます。今後につきましても、また状態を確認しながら、限られた予算の中でどういう形で要望していくかということも含めまして、今後必要な補修については検討していきたいと考えております。以上でございます。

齋藤委員

わかりました。今、とりあえず14カ所必要な箇所を調べていただいたようですが、その14カ所の中でことしの工事を終わったと仮定すると、どれくらい残る感じになるわけですか。

小池砂防課長 14カ所ございますが、その中で優先度をつけております。その中で優先度が高いというものにつきましては7つほどございます。それを順次補修をしているという状況でございます。また、予算がどういう形で伸びるかどうなのかというのございまして、できるだけ国の予算を確保しながら補修のほうを進めていきたいと考えております。以上でございます。

齋藤委員 わかりました。とにかくさっきの話じゃないけれども、できるだけ国の予算を確保していただいて、部長さんのお力を期待しながらぜひ頑張ってもらいたいと思うわけです。ありがとうございました。

(農道と県道の接続工事について)

保延委員 1点お聞きしたいんですが、茅ヶ岳、今、東部のほうで工事していますけれども、その道路と、県道竜王敷島線が、取付道路で接続するところがあるんですが、それが発注してからもう大体3カ月もたっているんですけども、全然工事が進んでいないんです。その理由は何かあるんですか。

大久保道路整備課長 道路整備課の事業として今所管してございません。通常は接続する側が工事をすると、それは接続される側の道路についてもやるということになっておりますので、これは農政部の所管と承知しております。

保延委員 そうですか。だって、話を聞いたら、県道を拡幅して、そこに取付道路をつけるということだから、それは県道でも県土整備とは関係ないんですか。農政部がやっているのですか。

鈴木道路管理課長 農道が県道に交差するところということで、交差点協議というものが必要になります。今回の場合、農道がついてくるということですので、施工は農政部のほうでやっていただくんですけども、交差点協議の今、手続中かと思えます。その辺で特段難しい条件とかがないというふうに私思っておりますので、そんなにいつまでも工事ができないということはないのではないかなと思えます。

保延委員 しかし、6月ごろ発注して、それから、仮設の工事のようなことはしていたけれど、ほとんど工事にかかっていないですから。測量か何かポイントは打ち、電柱は移動した。仮設の工事はしているんだけど、その後ずっとそのまま。それは何か原因があると思って今聞いたんですけども、県土整備部では把握していないわけですか。

鈴木道路管理課長 今申しましたように交差点協議ということで上げていただいておりますので、その辺、私は何か問題があるということとはちょっと把握しておりませんが、今、委員の御指摘もございましたので、確認をとりたいと思えます。

保延委員 では、よく確認をとって教えてくださいませんか。

鈴木道路管理課長 後ほど確認をとって御連絡いたします。

(災害現場と災害対策本部との通信手段の強化について)

安本委員

災害現場と災害対策本部との通信手段の強化ということでお伺いしたいと思います。一般質問でも答弁をいただきました。私がこの質問を本会議でさせていただいたのは、県として孤立集落への対応500カ所、衛星携帯電話を全部設置ということで進められていたのがなかなか進んでいないということもありましたけれども、実はいろいろな災害、先日も台風18号がありましたけれども、地元の現場の情報がなかなか県のところまで届いてこないということを感じています。

ここの所管のことではないんですけれども、ことしも山林火災がありました。昇仙峡のほうの火災で煙が出ているんです。私、ちょっと甲府盆地にいないくて、盆地内、境川のほうまで戻ってきて気がついたんですけれども、県の防災危機管理課に聞きましたら、「葦崎のほうです」と言われまして、聞いたら、葦崎のほうは午前中から燃えているところで、「そうじゃなくて、昇仙峡のほうです」「じゃあ、場所調べます」ということで一旦電話を切ったんですけれども、県の防災危機管理課のほうからは、「甲斐市です。敷島のほうです」という回答が返ってきました。

甲斐市のほうの役場に電話しましたら、「いえ、甲府市です」ということで、最終的には甲府側で燃えていたということがわかったんですけれども、その間にフェイスブック等のソーシャルネットワークのほうは、ちゃんとその近くにいた人から写真とかが来ていまして、甲府側だということはわかりましたけれども、なかなか県の災害対策のところ現場の情報が、市町村を経由したりしていると、正しくなかったり、おくれたりするということがあって、今の時代、携帯端末から動画、写真、位置情報を送ってもらえれば、もう少し早く対策ができるんじゃないかという思いで質問させていただきました。

そういう中で、思ってもみなくて砂防課さんのほうから、今、土砂災害情報収集システムの構築を進めているという答弁をいただきましたので、その概要について教えていただきたいと思います。簡単で結構です。

小池砂防課長

ただいまの質問でございますが、現在、スマホとか携帯を利用して、県庁のサーバーを通して、写真、位置情報などが送ってこられるシステムはございます。現在につきましては、写真が撮れる、GPS機能がついている、インターネットができるという機種につきましては、県庁のほうに画像として送ってこられるシステムになっております。現在のところ、県の職員が主体で使うシステムを構築している状況でございます。防災訓練のときにも使用して、写真、位置情報を送って見られる形で訓練をしてございます。そして、今年度は、現地へいち早く行く可能性がある建設業協会のほうとも協定し、周知をしている状況でございます。以上でございます。

安本委員

今、携帯端末は、県が所管をしているものを貸与されているのか。それはどういう形で職員の方は持たれているんでしょうか。

小池砂防課長

送ってもらえる情報手段の携帯につきましては、建設事務所におきまして緊急用の携帯が何台か備えられておりますので、その携帯を通して今、訓練等を行っています。実際この16日の台風後の南部町万沢の現場につきましても1度送ってもらった経過がございます。以上でございます。

安本委員

県土整備部の土砂災害情報収集システムですけれども、これから市町村職員とか建設業のところということがありましたけれども、最近だと、災害時で携帯電話だとなかなかつながらないところがPHSだとつながりやすいとか、そ

ういふのがあります。1つの携帯端末で、PHSも使えるし、通常の周波数でも使えるというようなものもあるようですので、ぜひ更新のときには高機能のものにさせていただくとか、それから、土砂災害だけでなく、ここでは答えていただけないかもしれないんですけども、よりいろいろなところの災害情報が新しい防災新館に届くように、今のあるシステムを拡張していくような形でいいと思うんですけども、そういうことをお願いしたいと思うんですが、いかがでしょう。

小池砂防課長 この件につきましては、防災危機管理課のほうにも、こういう情報、こういうシステムがありますということをお話ししておりますので、それをうまく使ってこれから活用していく必要があるのだと思っています。そしてまた、防災関係者の方々にも周知を図りまして、できるだけ利用促進を図れるような形で今後やっていきたいと思っています。

その他

- ・ 本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
- ・ 継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、閉会中の継続審査案件にかかる執行部からの事情聴取を11月14日に実施することとし、詳細については後日連絡することとした。
- ・ 7月24日に実施した県内調査及び9月2日から4日に実施した県外調査については、議長あてにその報告書を提出したことが報告された。

以 上

土木森林環境委員長 山田 一功